

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税（政策評価の義務付け対象）
		② 上記以外の税目	所得税（政策評価の義務付け対象外）
3	内容		《制度の概要》 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）に基づき国が設置する汚染廃棄物等の処理施設について、譲渡所得の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象とするもの。 《関係条項》 租税特別措置法第 33 条、租税特別措置法施行規則第 14 条第5項
4	担当部局		環境再生・資源循環局 福島環境再生事業監理室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和4年4月～令和8年3月
6	創設年度及び改正経緯		創設：平成 24 年度
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法に基づく除染等の措置等によって生じる除去土壌等を保管する中間貯蔵施設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等を整備することで、除染の迅速化、市町村が設置する仮置場の環境整備、汚染廃棄物等の迅速な処理を図り、これにより、住民が受ける放射線の影響を低減化する。 《政策目的の根拠》 ○法に基づく基本方針（平成23年11月11日） 6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項 （1）汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。」 ○福島復興再生基本方針（平成24年7月13日） 第3部 福島全域の復興及び再生 第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことの

			できる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 (4)除染等の措置等の迅速かつ確実な実施等「除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る仮置場の確保や中間貯蔵施設の在り方について、国として責任を持って、福島県及び県内市町村と誠実な協議を行うとともに、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」 ○指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日) 2. 基本的な処理の方針「既存の最終処分場による処分が実施できず、最終処分場を新たに 建設する必要がある場合には、最終処分場の立地のための用地を確保しやすくする観点から、…国は、最終処分場を都道府県内に集約して設置することとする。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	11 放射性物質による環境の汚染への対処 11-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 11-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	中間貯蔵施設等の整備に向けた用地取得
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	中間貯蔵施設等については円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があるところ、本措置により用地交渉を円滑化することが可能であることから、本特例措置は非常に有効な手段であると考えられる。
9	有効性等	① 適用数	R4 年度 84 件 R5 年度 28 件 R6 年度 126 件 R7 年度 21 件 【算定根拠】 補償契約件数 (契約の際、措置に必要な証明書は発行しており、公表している契約件数は、証明書の発行件数と近い数であるため。)
		② 適用額	— 【算定根拠】
		③ 減収額	なし 【算定根拠】

		④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 ・政策目的の達成状況: 用地取得や施設整備等が進んだことにより、令和2年3月までに中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始するなど、事故由来放射性物質の環境汚染による人の健康又は生活環境への影響の速やかな低減に向けて、除去土壌や廃棄物の処理が着実に進捗している。 ・達成目標の実現状況: 本特例措置等の寄与により、令和8年3月末までに、中間貯蔵施設の整備に必要な用地取得については、約 1,321 ha(全体面積の約 83%)の用地を取得した。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 中間貯蔵施設の概要 中間貯蔵施設情報サイト:環境省
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、中間貯蔵施設等の用地交渉を円滑化が図られることが可能であり、非常に有効な手段である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置は、税収減を伴わない措置である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中間貯蔵施設等は、地域の関係者等との調整を経て、計画的かつ確実に整備される必要があり、簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、中間貯蔵施設等の設置を達成するための政策手段としての確実であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年度に事後評価を実施